## 酒田市連携協定等の推進に関する実施方針

#### 1 目 的

本市は、民間事業者のアイデア、資金、ノウハウ等を活用し、民間事業者と市が対等なパートナーとしてお互いの強みを生かし、市民サービスの向上や業務の効率化を持続的に行うとともに、地域と経済の活性化を目指す「公民連携」を推進しています。

その中の施策の一つとして、社会的責任の一環として地域貢献活動やSDGs (持続可能な開発目標)等に取り組みたいと考える民間事業者等を積極的に募集し、本市の各地域課題や事業とのマッチングを行い、マッチングの成立に基づき事業連携協定を締結し、市民サービスの向上と業務の効率化を図っていきます。

また、より高次の政策的課題を解決することを目的とした包括連携協定についても、 まちづくりに関するビジョンを共有できる民間企業等と締結を図っていきます。

#### 2 本実施方針の対象となる協定の類型

本市が締結している協定の種類は下記表に掲載する7類型ある。本実施方針は、企業 連携型に分類される民間事業者との事業連携協定及び包括連携協定を対象とするもの です。

#### 本市が締結している協定の類型

- 1 企業連携型(事業連携)
- 2 企業連携型(包括連携)
- 3 自治体間連携型
- 4 学校連携型
- 5 環境保全
- 6 土地・施設等の管理使用型
- 7 災害協定型

#### 3 対象となる民間事業者等

民間事業者(営利を主な目的として活動する企業や団体等。ジョイントベンチャーやコンソーシアムによる場合も含む。)、学校法人及びNPO法人などの市民活動団体(以下「民間事業者等」という。)とします。また、事業は、提案する民間事業者等が実施・協力主体となるものとし、個人や自ら事業連携協定又は包括連携協定(以下「連携協定」という。)の実施・協力主体となる意志がなく、本市や第三者が企画を実現することを期待するだけの主体は対象となりません。

なお、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に 規定する暴力団その他反社会的団体若しくはそれらに関連すると認めるに足りる相当 の理由のあるもの等、又は宗教活動若しくは政治活動を目的とした団体やその他連携協 定を締結することが不適当であると認められるものを除きます。

#### 4 基本事項

### (1) 事業連携協定

事業連携協定とは、行政と民間が特定の分野・領域における本市の具体的な課題を 認識・共有した上で、双方の強みを活かし、事業レベルでの協力体制を約束するもの です。

当該協定については、協定に基づき実施される事業により、市民サービスの向上と 業務の効率化が図られると判断できる場合に締結するものです。

#### (2)包括連携協定

包括連携協定とは、行政と民間が特定の分野・領域等に限ることなく、本市の政策 的な課題やビジョンを認識・共有した上で、双方の強みを活かしその課題等を解決するため、高次の協力体制を約束するものです。

当該協定については、協定を締結することにより、本市の政策的な課題等について 解決に向けた協力が期待できる場合に締結するものです。

#### (3) 連携協定の基本原則

本市は、次に掲げる民間事業者等との連携を求めます。

- ① 本市との連携により、市民サービスの向上などの社会的課題の解決を図ってい くことを理解し、替同している事業者であること。
- ② アイデア、資金、ノウハウ等の保有する資源を有効に活用することができる事業者であること。
- ③ 市との連絡調整を密にしながら、継続的に連携することができる事業者である こと。

### 5 実施体制等

#### (1)窓口のワンストップ化

市長公室が、ワンストップ窓口となり、民間事業者等からの提案を募集し、各事業の所管課等との総合調整を行うものとします。

#### (2) 実施手続き

#### ① 連携協定締結の可否の判断及び連携事業の実施担当課の決定

民間事業者等からの提案について、市長公室が協定の締結前に、連携事業の可能性について調査・調整を行い、連携協定締結の可否の判断を行い、可と判断した場合、速やかな締結手続きを進めます。合わせて、実際に連携事業を実施する所管課等を決定します。

# ② 連携事業進捗状況の評価等

市長公室は、毎年度、連携事業の進捗状況等について把握を行い、民間事業者等と各事業の所管課等を交え総括を行い、次年度以降の連携事業につなげていくものします。

## (3)公表 · 広報等

市は、民間事業者等との包括連携協定又は事業連携協定を締結した場合や連携事業について、その内容等を市の広報媒体を活用し、市民等に対して公表・周知を図ります。